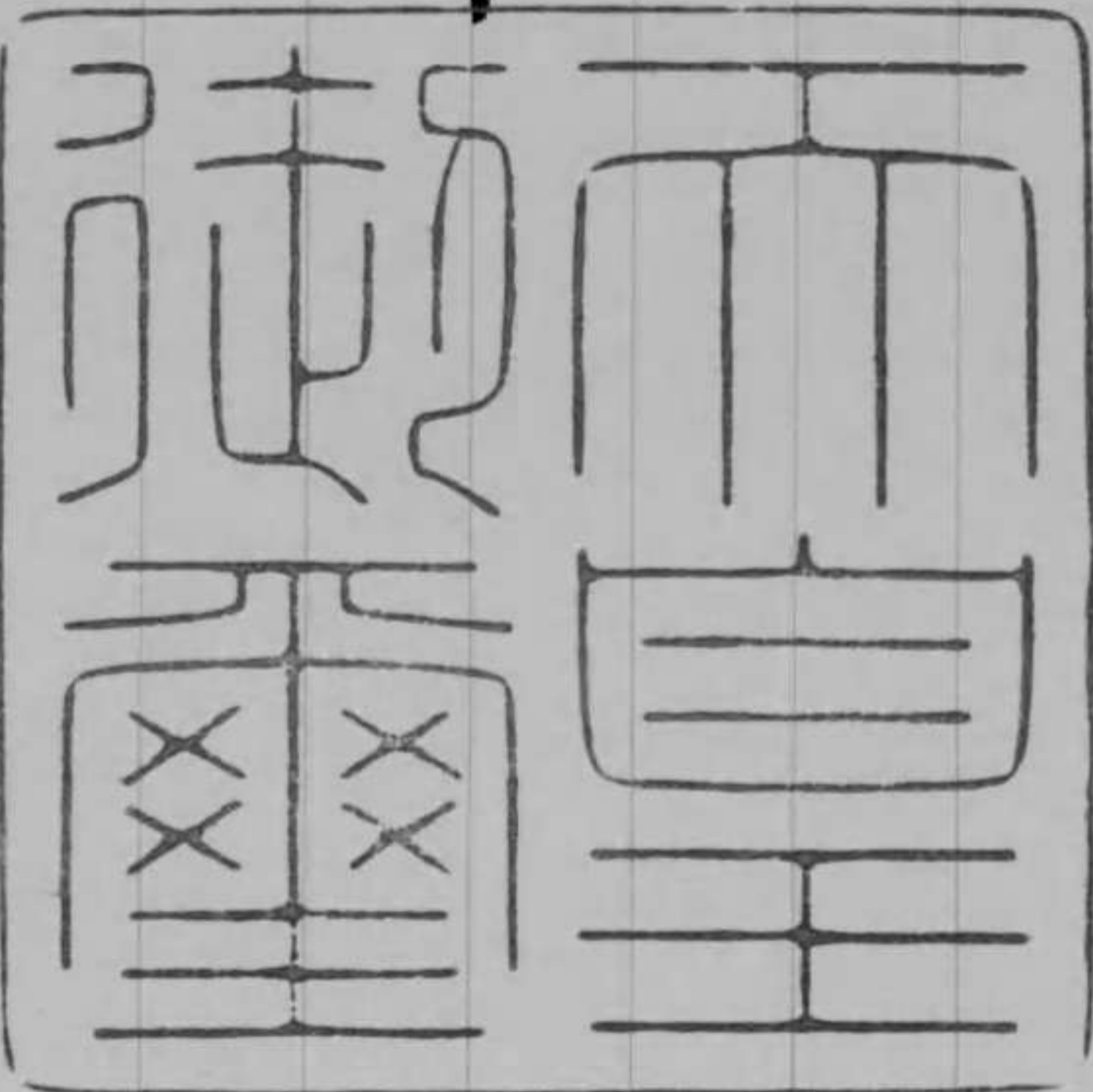


著作権法の一部を改正する法律をこゝに公布する。

裕仁



昭和四年十二月八日



内閣総理大臣

佐々榮作

理由

諸般の事情により、著作権の保護期間をさらに暫定的に延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。